The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	トゥルファン出土漢文文書に見える ulaγ について
Author(s)	荒川, 正晴
Citation	内陸アジア言語の研究. 1994, 9, p. 1-25
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/17909
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

トゥルファン出土漢文文書に見える ulaγについて

荒川　正晴

はじめに

トゥルファンから出土した漢文文書には，唐西州時代の長行坊や駅館の運用に関係する公文書が多く含まれているが，このなかに「烏駱子」なる言葉が記される文書断片が三点存在する．これらはすべて，アスターナ古墓群の208号墓から出土したもので，『文書』では，これらを含む同墓所出の文書断片を接合し，その内容から「唐典高信貞申報供使人食料帳歴牒」なる題を付している（ただし，以下本文ではこの文書を「唐年次未詳（顕慶二年（657）～）三月西州館典高信貞牒」として引用する）．現在確認できる範囲では，「烏駱子」もしくは「烏駱」という言葉は，上記の文書断片以外にはコータン地方のマザルターク出土の漢文文書一点に認められるだけであり(1)，多くの交通関係の文書のなかにあって，本文書は極めてユニークな内容を有している．

本稿は，この「烏駱子」がどのような意味を有し，如何なる背景のもとに唐の公文書中に使用されたのか，唐支配前後の交通状況を踏まえて検討するものである．

【略号】

『文書』･･･ 国家文物局古文献研究室・新疆維吾爾自治区博物館・武漢大学歴史系編『吐魯番出土文書』第1冊～第10冊，文物出版社，1981～1991年．

『文書〔壹〕』･･･ 中国文物研究所・新疆維吾爾自治区博物館・武漢大学歴史系編『吐魯番出土文書〔壹〕』文物出版社，1992年．

『籍帳』･･･ 池田温『中国古代籍帳研究』東京大学出版会，1979年．

(1)　本文書については，郭鋒氏が「唐馬帳残文」(Or. 8212 / 1551 Mazar tagh 0117) として移録紹介している．郭 1993, p. 49．またこれとは別に1993年9～10月に大英図書館の東洋写本部で中央アジア出土文書の調査に当たられた森安孝夫氏は，Or. 8212-1553 ↗

一　トゥルファン・アスターナ出土の「唐年次未詳（顕慶二年（657）～）三月西州館典高信貞牒」

本稿で検討する「唐年次未詳（顕慶二年（657）～）三月西州館典高信貞牒」（73TAM208：23～31/1）は，『文書』では，九断片を四文書に復原しているが，その一つは以下に掲げる通りである（73TAM208：23, 27,〈録〉『文書』6，pp. 186-187.）[2]．

（前欠）
1　[　　]□壹合，用麵充[
(酢)
2　[　　]柒合　用錢貳分　醬壹勝伍合[
3　[　　]貳勺　用錢貳分　雜菜參分　韮貳拾分[
4　[　　]肆分，用剌柴捌分．
(右件)
5　□□料供使人王九言典二人，烏駱子一人，[
6　[　　]惣五人食訖．
7　[　]驢脚壹節　用錢參分伍分　酒陸勝　用錢壹？文　麵壹[
8　[　　]圍柴參拾分．
9　[　　]□請賜處月弓頼俟斤等[
（後欠）
（前欠）

↗ = Mr. tagh 0117として独自に本文書の録文を作成されている．森安氏はこの文書を8世紀のものと考え，8世紀のコータン地方の漢文書にさえこの「烏駱」が現れることに注意を向けるべきことを示唆されたが，それについては別に検討してみたい．

(2)　なお本稿で掲げた録文については，1992年8月に新疆維吾爾自治区博物館で本文書を実見した時のメモによって作成したので，『文書』に載せるそれとは異なる部分がある．とりわけ，博物館の呉震先生には，末行の判読の困難な文字（「記．宜神白．」）について御教示いただいた．ここでは，この呉震説に従って移録している．また『文書』では，73TAM208：23と73TAM208：27を一つの接合する文書として復原しているが，実見したところこれらが接合するかどうかを決定するだけの根拠は見いだせない．ただし，ここでは一応『文書』に従っておく．

(牒件録今日)

1　□□□□□料如前，謹牒.

2　三月廿日　典高信貞牒.

3　「記，宜神白.

（　後　欠　）

この文書が出土したアスターナ208号墓からは，永徽四年（653）十二月七日の没年月日を有する張元峻の墓誌が伴出し[(3)]，所出の文書はすべて被葬者の紙靴に利用されていたとされる[(4)]．またその内容について，『文書』では，これを交通施設である某館における某年三月期の「供食帳歴」であるとし，館典の高信貞がそれを上申したものと解説している[(5)]．

本文書は紀年を欠いており，その正確な作成年代を決定することはできないが，上述の永徽四年（653）の墓誌が，それに代わって大まかな年代確定に一つの基準を与えている．アスターナ208号墓が，単葬墓であり，問題の墓誌が他の墓から紛れ込んだものでないとすれば，これが被葬者の没年である永徽四年(653)十二月以前に作成されたと判断するのが妥当となろう．ところが問題は，録文に掲げたように，本文書には「牒」字が使用されていることである[(6)]．これまでの研究によれば，「牒」字に代わり「牒」が使用されるのは，顕慶二年（657）十二月以降のこととされるので[(7)]，それに従えばこの文書も顕慶二年（657）十二月以降に作成されたことになる．現在のところ，アスターナ208号墓が単葬墓であったのか合葬墓であったのかは明確ではなく，本文書を利用した紙靴を身に付けていた被葬者も，墓誌の主である張元峻ではなかった可能性が残されている．また後節に

(3)　この墓誌（73TAM208：1）の録文は，侯燦氏が公表している．侯 1990, p. 594，録注98．氏によれば，現在この墓誌は，新疆文物考古研究所に所蔵されている．

(4)　『文書』6，p. 184.

(5)　『文書』6，p. 185.

(6)　『文書』には，「牒」の文字が移録されているが，実見して「牒」であることを確認した．

(7)　「牒」字の使用については，池田 1975, p. 85，注32；中村 1991；盧 1986, pp. 335-338 等参照．

検討する歴史的な状況から見ても，これを永徽年間に作成されたと判断するには困難な点が認められる．従って，この文書は顕慶二年（657）十二月以降に作成されたものと判断するのが適当であろう．

また内容について，『文書』のように本文書を「供食帳歴」と断定することはためらわれるが[8]，西州の某館において，滞在者に対して支出された糧食等の内容を，館の書記である典の高信貞が，支給したその日に所管の捉館官にあて牒上したものであることは認めてよい．

さて本牒文には，まず冒頭に支出した食糧等の内容とその数量が列記され，そのうち酢・酒・驢脚等の類については，その購入にあたり用いた銭（銀銭）額を小文字で併記している．その後に支出の対象となった館滞在者の内訳が記録されている．ここには，二件が記録されており，前半部（1～6行目）に某使・王九言の典二人[9]を含む五人が，また後半部（7～9行目）に處月の弓頼俟斤（-irkin）等の名が掲げられている．問題の「烏駱子」は，前半部の王九言の典二人と並んで，一人が記録されている．残る二人については，欠落して不明であるが，本牒文より二日前の日付（三月十八日）を有する牒文（73TAM208：26, 31/1,〈録〉『文書』6, p. 185.）には，

（前　　欠）

(九言典二人，烏駱子一人)

1　　右件料供使人王[　　]

(伍人食訖)

2　　典一人，烏駱子一人，惣□□□□.

(8) 「供食帳歴」と言うと，本館で作成され備えられた糧食等の支出台帳そのものを指すことになるので，本牒文の説明としては必ずしも適切な表現ではない．「歴」については，關尾 1992, pp. 30-38 参照．

(9) 使の職には，通常そのもとに副使・判官・典などが置かれる．このうち典は，「周長安二年（702）三月括逃使典牒并燉煌縣牒」（大谷二八三五，〈録〉『籍帳』No. 134, pp. 342～343.）などに見えるように書記としての役割を果たすが，本文書のように解釈することが認められるならば，使に代わり典が各地に出向いていたことがうかがえる．

(牒)
3　今日料如前謹□.
(信貞牒)
4　三月十八日典 高□□□.
5　記. 宜神白.
(日)
6　十□□.

と見え，また日付不明の別の牒文（73TAM208 : 25, 29,〈録〉『文書』6，pp. 187 ～ 188.）にも，

（前　欠）
1　米壹斛　麵[
2　参勺　酢菜合，[illegible][
3　雜菜参分　韮貳[
(使人王九言典二人，烏駱子一人) (典一人)
4　右件料供[　]
(人食訖)
5　烏駱子一人，惣伍□□□.
(件録今)　(如前謹牒)
6　牒□□□日料□□□□.
（後　欠）
（前　欠）
(三月)
1　□□□□日典高信貞牒.
（後　欠）

とあることから，供給の対象となった五人とは，「使人王九言典二人，烏駱子一人」と「使人某典一人，烏駱子一人」であると考えられる．この「烏駱子」が本牒文に名を連ねていることから，館において食料を支給される対象となっていたことは疑いなく，さらにこのことは公的な交通施設を利用するものが官人・公使に限定されていなかったことも明示している．

さて，これらの「烏駱子」とは一体何語であろうか．「駱」は漢語で「たてがみの黒い白馬」もしくは「らくだ」を意味することがあるが，唐の公文書において，「らくだ」を指す言葉として「駱」字を使用した例は今のところ認められず，すべて「駝」字で統一されている．また前者に関しては，確かにトゥルファン漢文文書には，公文書において馬の毛並みを特定する必要がある際には，「瓜(瓞)」・「留（騮）」・「驃」・「駮」のような多様な漢字と並んで「駱」が使用されることがある．例えば，麴氏高昌国時代の各公用馬の登録台帳と推測される「高昌高寧馬帳」（〈録〉『文書』 pp. 239～241.）には，「赤馬」・「騮馬」・「駮馬」・「瓜馬」・「紫馬」・「青馬」とともに「駱馬」が見えている．しかしながら，これは馬の台帳として，飼養者とともにその馬の毛並みの特徴を細かく併記し登録する必要があったためであり，そうした必要がない場合には，敢えて毛並みを併記することはない．ここに問題とする牒文は，某館が滞在者に対して支出した糧食等の内容を上申しているのであって，馬の毛並みが問題となる分脈ではない．従って，「子」字を除く「烏駱」を敢えて漢語で解釈することは困難なのであり，これは漢語以外の言葉を漢字音写したものとみる方が自然であろう．

そうであるとすれば，問題はこの「烏駱」が，何語を写したものなのかということになる．この問題を解く際に，きわめて注目されるのは，ほぼ同時代の漢文史料に「烏駱」（中古音 *·uo-lâk*）[(10)] とその復原中古音を等しくする「鄔落」（*·uo-lâk*）の文字を伝える史料が存在することである．その史料とは玄奘の伝記である『大慈恩寺三蔵法師伝』（以下『慈恩伝』と略称）である．

そこで次に節を改めて，この『慈恩伝』に記される「鄔落」が，如何なる言葉として見えているのか検討してみたいと思う．

(10) Karlgren 1923, pp. 364, 142, 183（Nos. 1288, 411, 566）.

二 『慈恩伝』に見える「鄔落」

『慈恩伝』には，二ヶ所に「鄔落」の文字が認められるが，そのうち巻一には次のように見えている．

> 法師の為に四沙彌を度して以て給侍に充て，法服三十具を製し，西土多寒なるを以て，又面衣・手衣・靴・韈等各々数事を造る．黄金一百両，銀銭三万，綾及び絹等五百疋を，法師の往返二十年の所用の資に充て，馬三十疋，手力二十五人を給し，殿中侍御史の歓信を遣わして，送りて葉護可汗の衙に至らしめんとす．又二十四の封書を作って，屈支等の二十四国に通(つた)え，一封書毎に大綾一疋を附して信と為す．又綾絹五百疋・果味両車を以て葉護可汗に献じ，并せて書もて称すらく，法師者是奴弟，欲求法於婆羅門国．願可汗憐師如憐奴．仍請敕以西諸国給鄔落馬遞送出境．（下略）

これは，玄奘が高昌国を出立するにあたって，当時の高昌国王である麴文泰が，玄奘に同行する人馬および金品（ここでは，沙彌・手力・馬・法服をはじめ黄金・銀銭などが掲げられている）を与えるくだりであるが，同時に，麴文泰は，屈支（クチャ）等の二十四の諸国および当時の西突厥可汗である統葉護に宛てて種々の品々などを贈与あるいは献上している．そのうち7行目の「并書称」以下は，麴文泰が西突厥可汗の統葉護に宛てた書簡の一部と見られる．この書簡の内容が，どこまでかかるのか問題はあるが，注目されるのは，「并書称」以下に先に指摘した鄔落という言葉が使用されていることである．

この鄔落の文字について，日本の南都興福寺に所蔵される『慈恩伝』の抄本には，鄔落馬の文字の左右行間に，「駅馬也」「伝馬也」と注記が施されている．(11) 興福寺本は，巻第一に延久三年（1071）七月十三日に書写された奥書を有し，現存する『慈恩伝』の諸写本・諸刊本の中で最も古いものである．(12) こうした興福寺本に，駅馬あるいは伝馬という注記がこの文字に付された根拠は詳かではないが，おそらくは単に前後の文意から判断して注記したものと想像される．一

(11) 築島 1965, pp. 34, 50.
(12) 築島 1965, p. 18.

方，前世紀にこの『慈恩伝』を仏・英訳した Julien[13] と Beal[14] も，鄔落馬を駅馬（chevaux de relais ; relays of horses）として解釈している．これまでのところ，これを駅馬以外に解する見解は見いだせない．

ではこれは何語を写したものかということについては，これを明確に，古トルコ語で「駅伝馬」もしくは「駅伝用駄獣」を意味する ulaγ を音写したものであると指摘したのは，Julien[15] および Pelliot[16] であろう．その後も，『慈恩伝』のこの鄔落については，Kotwicz[17]・Sinor[18]・Doerfer[19] や中国の研究者[20]たちによって取り上げられ，Julien や Pelliot が提唱した古トルコ語説は承認されている．

しかしながら実は，この ulaγ は，かなりの時空の広がりをもつ言葉であり，トルコ語の他，モンゴル語（ulaγ-a）および満州語（ula）のみならず，チベットやインド地域を含めユーラシア大陸の広範な地域で使用されていたことが指摘されている．この語の本来の意味や諸言語間の継承関係については，しばらく措くとしても[21]，ulaγ という言葉がトルコ語に限定されないことは明白である．そこでこの「鄔落」が古トルコ語の ulaγ を写したものであるのかどうかを，当

---

(13) Julien 1853, p. 40.

(14) Beal 1888, p. 31.

(15) Julien 1858, p. 463. に載せる Index des mots Sanscrits-Chinois に "Oulak (Ou-lo-ma), mot turc-ouigour, un cheval (*ma*) de poste, I, 163" と見えている．

(16) Pelliot 1929, p. 220.

(17) Kotwicz 1953, p. 341.

(18) Sinor 1965. p. 315.

(19) Doerfer 1965, p. 106.

(20) 中国でも，岑仲勉氏や楊延福氏などが鄔落を ulaq, ulagh に比定している．岑 1958, p. 239．楊延福 1988, p. 121.

(21) Kotwicz が，ulaγ の本来の意味を駅馬（relay horse）と規定するのに対して，Sinor は，彼の見解を否定している．Sinor によれば，トルコ・モンゴル語の ulaγ(a) は，ウゴール・タタール・チュヴァシュ諸語に見える lav, lau 等に由来するとされる．つまり，ulaγ という言葉は，中央ユーラシアの西方地域から東方のトルコ・モンゴル語に移入され，その過程で，駅馬という特別の意味が，馬を指す土着の言葉（at, morin）と区別されるかたちで，この言葉に付加されたと推測されている．Sinor 1965, pp. 312-315. 他方 Clauson は ulaγ について "a technical term for a horse used for carrying goods or riding, more particularly a horse for hire and a post horse." と説明し，さらにそれが動詞 ula-「結び付ける，つなぐ」より派生した名詞と推定する．Clauson 1972, p. 136.

時の中央アジア地域における交通体制の検討と併せて，本節および次節において改めて確認しておきたい．

先の『慈恩伝』の記事では，「鄔落」は，麹氏高昌国の王である麹文泰が西突厥の可汗である統葉護に宛てた書簡内容を記すことを示す「并書稱」以下に出てくるが，この書簡の内容がどこまでかかるのかについては，二様の解釈が存在する．これは誰がどのような権限に基づいて，鄔落の供出を命じるのかという問題とも関連することになる．

この問題に対し，高田修氏は，同部分を「并びに書稱すらく，「法師は是れ奴の弟なり．法を婆羅門國に求めむと欲す．願はくば可汗，師を憐むこと奴を憐むが如くせよ」と．仍つて以西の諸国に敕し，鄔落馬を給し遞送して境を出でしめむことを請ふ．」と読んでいる．[22] これに依るならば，書簡内容は，「法師者是」から「願可汗憐師如憐奴」までとなり，後に続く「仍」以下は高昌国の王の行為と理解される．即ち，麹氏高昌国王がトゥルファン以西のオアシス諸国に敕して，鄔落馬を供出することを要請したと理解されるのである．

この読み方は，「敕」する主体を高昌王と解するところから生じてくるものであろうが，「敕」の文字は，『慈恩伝』のその他の個所にも少なからず使用されており，それらの例を見ると，明らかに国王ないし皇帝が臣下に対して命を下す際にのみ用いられていることが知られる．[23] 詳細は省くが，当時高昌王がトゥルファン以西のオアシス諸国に「敕」する立場にはなかったと思われる．ただし『慈恩伝』巻一によれば，高昌王は伊吾王に「敕」して，玄奘を高昌国に送るように命じているが，これは伊吾オアシスが当時ソグド人のコロニーとなっており，とても国王を戴くオアシス国家とは言えなかった事情を考慮しなければならないであろう．[24]

(22) 高田 1961, p. 29. なお長沢和俊氏もこの見解に基づいて和訳されている．長沢 1978, p. 29.

(23)『慈恩伝』には，多くの個所に「敕」の文字が散見するが，高昌国王や唐の皇帝を別にすれば，巻4の僧伽羅国王の命や巻5に見える鳩摩羅王および戒日王の命に，「敕」字が使用されている．

(24)『慈恩伝』には，伊吾王とするが，当時伊吾オアシスは，イラン系商胡の植民地と ↗

とするならば，当時オアシス諸国に「敕」することができる人物は，西突厥の可汗を措いて他には求めがたい．従って，この記事は「法師は是れ奴の弟なり．（略）仍お請うらくは，以西の諸国に敕して，鄔落馬を給し遞送して境を出でしめんことを」と．」までを高昌王から可汗に宛てた書簡の一部とみなすべきである．つまり，当時の西突厥の可汗である統葉護に対して，高昌王が碎葉以西の諸国，すなわちソグディアナおよびその周辺のオアシス諸国に鄔落の発給を命じてほしいと懇請したのである[25]．従って，当然のことながら高昌国から可汗庭までは，鄔落の発給を通過する各オアシス諸国に期待することはできず，先の『慈恩伝』の記事にあるとおり，高昌王は，自ら馬30疋を玄奘に支給するほか，屈支（亀茲）等の諸国宛ての「封書」を作成して，その応接を懇請している．同じく『慈恩伝』には，可汗が，王庭以西の諸国宛に「国書」を作成し，併せて漢語および諸国の言葉に通じた摩咄達官（-tarqan）に迦畢試国（Kāpiśī）まで玄奘を送らせたことが見えている．当時の西突厥の領域から見[26]て，ここまでが鄔落供出を要請できる範囲であり，各国は可汗よりの客使であることを証する「国書」に基づき，鄔落の供出に応じたものと考えられる[27]．

玄奘が，可汗庭以西の旅行で実際に鄔落の供出を要求したことは，同じく

↗ なっており，官撰史料はその統治者を「伊吾城長」（『新唐書』突厥伝）・「城酋」（『新唐書』西域 伝）とし，「沙州 伊州地志残巻」（S. 367）は「首領」の「石萬年」の名を伝えている．松田 1970, pp. 452～459.

(25) 先に掲げた Pelliot も，可汗の敕令によって鄔落馬を供出させたと見ている．Pelliot 1929, p. 220. また高昌国王の書簡内容を「法師者･･･遞送出境」までと見るものとしては，Beal 1888, pp. 30-31；築島 1965, p. 34；孫・謝 1983, p. 21；楊 1988, p. 121；銭 1985, p. 5 などがある．

(26) 後掲の『旧唐書』巻144 西突厥伝（突厥伝・下）に，統葉護可汗の勢力範囲を掲げて南は罽賓に接すると記している．唐代の罽賓がカービシーを指したことは，古くから指摘がある．ただし7世紀末から8世紀における時代のそれが，カーブルに比定されることは桑山正進氏によって明らかにされた．桑山 1990；1992, pp. 115-117.

(27) 玄奘以前にも，保定五年（565）頃に，同様に高昌国の国書をもって可汗庭まで赴いた僧侶として道判が知られており，『続高僧伝』巻十二には「乗飢急行，止経七夕，便至高昌国．是小蕃，附庸突厥．又請国書，至西面可汗所．此云天子治也．彼土不識衆僧 ････（中略）既見不殺衆生，不食酒肉，所行既殊，不令西過，乃給其馬乗，遣人送 ↗

『慈恩伝』巻二の活国（アム河南辺のクンドゥズ Kunduz）の条に，

時に新設 (šad) 既に立つ．法師従(よ)って使人及び鄔落を求め，南進して婆羅門国に向わんと欲す．

とあることから確認される．またここでは，鄔落だけでなく使人を同時に要求しているが，これは可汗よりの客使に対して，各国は単に馬を提供するだけでなく，護衛や道案内などを兼ねた引導役の従者を同時に供出したことを示唆している．

三　西突厥における ulaγ

ところで，『慈恩伝』からは，西突厥が砕葉以西のオアシス諸国を対象に，鄔落などの供出を課していたことしか確認できないが，実はそれを懇請した高昌国自身が，遊牧勢力からの使節と見られるものを受け入れ，それを応接していたことが，トゥルファン出土文書からうかがえる．その文書とは，一つは外来の使節に対する糧食供出帳簿（以下「供食帳」と略称）であり，いま一つは，そうした客使や彼らを接待した客館への労役供出帳簿（「高昌 崇保等傳寺院使人供奉客使帳」〈69TAM122 : 3 / 2, 3 / 6,〈録〉『文書』3，pp. 328 ～ 329.〈写〉『文書〔壹〕p. 455.〉と「高昌 延壽十四（637）年兵部差人看客館，客使帳」〈72TAM171 : 12 (a) etc.〈録〉『文書』4，pp. 132 ～ 135〉．以下「供奉客使・客館帳」と略称）である．

「供食帳」は，アスターナ古墓の307・329・517号の三墓から出土しており，その一例を掲げれば以下の如きものである．

「高昌 令狐等傳供食帳」（60TAM307 : 5 / 2 (b),〈録〉『文書』3，pp. 260-261.〈写〉『文書〔壹〕』p. 418.）

↗ 還，達於長安，住乾宗寺」と見えている．この記事の真偽を検証できる史料は皆無であるが，当地域での安全な交通を確保するため，可汗のもとに赴いて，その庇護を求めることは，既に統葉護可汗以前からあったと考えられる．また時代と状況は異なるが，『史記』巻123 大宛伝に「自烏孫以西至安息，以近匈奴，匈奴困月氏也．匈奴使持単于一信，則国国伝送食，不敢留苦．」とあるように，匈奴からの使節も単于の「信」を持すれば各国が伝送してくれた．

（前　欠）

1　　]斗一升，床米二斗四升[

2　　]□倫大官，上七人，中八人，下十四人，[

(斛)

3　]□麺一九六斗八升，床米一斗半．次粟[

供烏)

4　　]羅煜，上六人，中五人，下四人盡．　次令狐[

5　]床米三斗，供亡来人阿□，七人盡．　次嚴僧[

(珂)

6　]□床米三升，供貪淫□寒金師莫畔陁，上一[

(次)

7　　]張容真傳，麺□□□升，床米一斗二升，供[

(次)

8　　]上一人，中四人盡．□□提伽傳，麺一九八斗[

9　　]□三升，供希憘摩[　　]上六人，中十一人盡．[

10　　]衆僧傳，麺一九[　　]米二斗七升，供堊□[

（後　欠）

「供食帳」は，いずれも紀年が欠落しており，正確な作成年代を確定することができないばかりか，前掲の文書を出したアスターナ307号墓（男女合葬墓）および329号墓からは，墓表や隨葬衣物疏の類も伴出せず，両墓については被葬者の埋葬年代も定かではない．両墓所出の他の文書にも紀年を有するものはないが，『文書』は，墓葬の形式や伴出した文物と文書の特徴から，これらの墓の年代を麹氏高昌国時代もしくはその晩期に比定している．『文書』に指摘される文書の特徴が具体的に何を指すのかは詳らかではないが，後に述べる「供食帳」の記載形式は，これらが麹氏高昌国時代に属すことを明示している．

幸いなことに残る517号墓からは，「延昌三十一年（591）張毅妻孟氏墓表」と「延昌三十七年（597）張毅墓表」が出土しており，さらに呉玉貴氏は，前掲「供食帳」に見える「貪淫珂寒」と，同じく307号墓から伴出したその他の「供食帳」に記される「虎牙（将軍）都子」「明威（将軍）佛奴」の名が，517号墓出土の「供

食帳」に見えることを指摘している[28]．このことは，これら三墓所出の「供食帳」の作成年代が相互に近く，それも延昌三十一年（591）～延昌三十七年（597）を大きく降る可能性は薄い文書群であることを示している[29]．

またその内容についても，既に多くの研究者によって取り上げられているが，基本的には高昌国に来訪した使節たちに，麺や床米などの糧食をどれほど供与したかを記録した台帳の類と見ることでは一致している．帳簿では，使者ごとに支出内容を分載・羅列する形式がとられており，記載にあたっては，

「「次」＋官員名＋「傳」，供出糧食の数量，「供」＋使者代表名・総人数[30]＋「盡」」

という一定の書式に則って，最小限必要な情報が一項づつ記録されている．これを「傳」した官員の名が冒頭に明記されるが，「傳」とは，王令を下達して糧食を供出せしめたことを意味しているのではなく[31]，高昌国の財政を管理する官司に，使者への糧食供出の内容を報告したと解するのが妥当であろう．従って，本帳簿もそうした官司において，「傳」された案件を一括してまとめたものとなろう．

さて本文書の5－6行目にかけて，嚴僧が「傳」した内容に，貪浮珂寒の使い

---

(28) 呉1991, p. 48.

(29) ただし，307号墓所出の文書の中には「調薪車残文書」（60TAM307 : 4 / 3 (b)）のように高昌国末期と推定される文書断片も出土している（『文書』は，文面中に「至閏八月初」とあるのを根拠として，この文書を延壽九年（632）と判断している）．本墓が男女合葬墓であることを考えれば，「供出帳」は先葬された時点で埋納されたと見ることができよう．

(30) 文書中に見える「上」・「中」・「下」の区分については明確ではないが，呉氏は接待を受ける客使（使節団員）の身分の高低に応じて，上中下の三級に分けられたとされる．呉 1990, pp. 76.

(31) 姜伯勤氏は，「高昌 崇保等傳寺院使人供奉客使文書」（69TAM122 : 3 / 2，〈録〉『文書』3，pp. 328～329.）に見える「傳」を，官府の命令を伝達して（一般的には王令の下達という形式を取る），使人を供出せしめた意に解しているが，高昌国時代の文書に見える「傳」については，關尾史郎氏が指摘するように，王令の伝達を意味する場合にのみ，とくに「傳令」と明記され，単に「傳」とあり「令」字を欠く場合は，案件一般の伝達を意味した．姜 1986, p. 55；關尾 1990, pp. 161～162.

として，金師の莫畔陁の名が掲げられ，床米三斗などの糧食が供出されていたことが知られる．貪浑珂寒については，姜伯勤・呉玉貴両氏は，『隋書』巻84突厥伝に見える貪汗可汗と認めている．[32] また使者の莫畔陁という名は，ソグド語で「月の神の奴僕」を意味する m'xβntk であると解され，[33] ソグド人と思われる．要するに，貪浑可汗の使者として，ソグド人の金師である莫畔陁が高昌国で応接され，糧食が供出されたのである．

トゥルファン文書には，こうした「供食帳」だけでなく「供奉客館・客使帳」にも「珂寒」の使いと明示している例がいくつか認められており，前掲の貪浑珂寒を含めて，現在以下に列挙するような「珂寒」名が知られている．

トゥルファン文書に見える「珂寒」名

(1) 阿博珂寒（60TAM307 : 5 / 4，〈録〉『文書』3，p. 253ほか）

(2) 怒邏珂寒（60TAM329 : 23 / 1，23 / 2，〈録〉『文書』3，p. 342）

(3) 貪浑珂寒（60TAM307 : 4 / 3 (a)，〈録〉『文書』3，p. 259）

(4) 北廂珂寒（60TAM329 : 23 / 1，23 / 2，〈録〉『文書』3，p. 343）

(5) 南廂珂寒（60TAM307 : 5 / 2 (a)，〈録〉『文書』3，p. 251ほか）

(6) 尼利珂蜜（寒）（69TAM122 : 3 / 2，〈録〉『文書』3，p. 328）

姜伯勤氏は，このうち (1) の阿博珂寒を阿波可汗に，(2) の怒邏珂寒を處羅可汗に，(6) の尼利珂蜜を泥利可汗にそれぞれ比定している．[34] これら西突厥の可汗

---

(32) 姜 1990, p. 37；呉 1991, p. 49．また qaγan に「珂（可）寒」という漢字をあてることは，既に『宋書』巻96鮮卑吐谷渾伝や5世紀に，北魏・太武帝が「国家先帝旧墟」の石室内の壁に刻させた祝文に見えている．cf. 町田 1984.

(33) 吉田豊氏によればトゥルファン文書などに見える（曹）浮夜門畔陁・呼典畔陁・（康）婆何畔陁は，それぞれソグド語の 'βy'mnβntk (βyaman の僕)，γtnβntk（王妃の僕），βγyβntk（神の僕）の，また（康）莫毗多は m'xβyrt の漢字音写である．吉田 1989, pp. 69-70；1990, p. 97．これに従えば，莫畔陁は，m'xβntk の漢字音写となろう．なおこの m'xβntk はインダス河上流の碑文に現実に在証されることを吉田豊氏よりご教示いただいた．cf. Sims-Williams 1992, p. 56.

(34) 姜 1990, pp. 37-40．この他，呉 1991, p. 48, pp. 50-51；王 1991, p. 196 参照．なお北廂可汗と南廂可汗については，薛延陀首領の乙失鉢必と鉄勒の大可汗・契苾歌楞のことを指しているという説も提出されているが，あまり説得力はない．銭 1992, p. 107.

との比定が正しいとすれば，先の墳墓の年代と大きな矛盾はないが，これが実際に編纂史書に見える可汗そのものであったかどうかは確認するすべはない．また可汗といっても，支配の中心としての可汗ではなく，小可汗的なものであった可能性も否定できない[35]．「供食帳」には，石国・焉耆国などとともに提勤(tegin)・大官(tarqan?)などからの使いも高昌国に滞在して同様な供給を受けていたことが伝えられている．要するに，遊牧勢力の使節と言っても，それは必ずしも可汗からとは限らず，高昌国で食料および宿泊の便宜を提供される使節としては様々なものが想定されるのである[36]．

しかしながら，文書に見える珂寒がどのようなものであれ，少なくとも遊牧勢力側から派遣される使節を高昌国が受け入れていたことだけは，これらの文書の存在から明らかであり，それもかなりの数にのぼるものであったと言われている[37]．

では，こうした遊牧勢力の使節を，高昌国が受け入れた際に，それはこうした宿食供給だけに限られていたのであろうか．残念ながら，それを直接示す史料は今のところないが，麴氏高昌国以前の「<u>縁禾</u>六年(437)<u>闕連興</u>辞」(79TAM382)[38]には次のように見えている．

1　<u>縁禾</u>六年二月廿日，<u>闕連興</u>辞．所具貲

2　馬，前取給<u>虜使</u>．使至<u>赤尖</u>，馬於彼不還．

---

(35) 突厥においては，大可汗の他に小可汗のいたことが知られている．詳細は不明であるが，トゥルファン文書(「<u>唐</u><u>開元</u>二十二年(734)八月<u>西州</u>都督府関」)に「今共曹長史，与此首領計會，傳可汗［　］と見える「可汗」は，当時のトゥルファン周辺の政治情勢から判断して，部族長レベルの首領的存在であった可能性はある．

(36) 姜 1990, pp. 42-47；凍 1990, p. 34.

(37) 先の一連の「供食帳」を検討された呉玉貴氏によれば，高昌国が応接した公的使節の数は，年間372件，随行人あわせて4,836人にのぼり，これは高昌国の総人口の八分の一強を占めると判断されている．この概算については，今後の検証にまつところが大きいが，少なくとも往来する使節が相当な数にのぼり，その応接がかなりの負担となっていたことは，十分にうかがえる．呉 1990, p. 80.

(38)〈録〉朱 1983, p. 35.〈写〉朱 1983, p. 23, 図7.

3　辞達，随計給賈．謹辞．

4　　諛

本文書を紹介された朱雷氏は，同墓出土の関連文書との総合的な検討から，縁禾時代頃のトゥルファンで「按貲配生馬」制度が施行されていたことを指摘された[39]．即ち，氏によれば，北涼高昌郡下のトゥルファンでは，官民を問わず各戸に，所有貲額（財産高）にあわせて，交通用馬を自弁で備えて飼養する義務を負わせ，往来の使者に供出させる制度が施行されていた．文書に見える「貲馬」とは，この各戸に配備された馬のことを指しているとされる．馬を単独の戸で備えられない場合でも，複数の戸で共同で備えさせることになっていた．ただし，本文書の縁禾六年（437）は，朱雷氏が指摘されるように北涼高昌郡時代ではなく，それから独立した闞爽政権時期であることは現在明確となっている[40]．

さて本文書によれば，闞爽政権当時，闞連興が具えていた貲馬が「虜使」に支給され，赤尖まで使いをしたことが知られる．当時の状況からすれば，「虜使」とは朱雷・白須浄真両氏の指摘されるように柔然の使いと解して大過なかろう[41]．要するに，麹氏政権に先行する闞爽政権において，様々な使者の往来を支えた「貲馬」が，遊牧勢力から派遣された使節に対しても供出されていたのである．

闞爽時代において，柔然に対して「貲馬」が供出されていたのは，当時トゥルファン・オアシスが柔然の勢力下にあったことによろうが，麹氏高昌国でも，突厥勃興直後に早くも国王の麹寶茂が，突厥より iltäbär の称号を授与されており，以後歴代の国王もその称号を継受した[42]．こうした関係を考えるならば，麹氏高昌政権も闞爽政権時代同様に，突厥からの使節に対して，糧食や宿泊便宜

(39) 朱 1983, pp. 35-38.

(40) 縁禾紀年については，關尾 1985, pp. 1-11；白須 1986, pp. 77-87 を参照．

(41) 朱 1983, p. 37；白須 1986, p. 83.

(42) 歴代の王たち（突厥勃興直後の麹宝茂以降，ただし麹伯雅は確認できず）が，イルテベル（碑文・経典資料では，いずれも「希利發」と表記）の称号を保持していたことが確認されている．

のみならず馬畜を供出しその使節を遞送していたと考えるのが自然であろう．麹氏高昌時代においても，隣国との往来を果たす車牛・馬の供出もしくはその飼養が官民・僧俗を問わず課せられており，それらは遠行馬・遠行車牛と呼ばれていた．(43)

6世紀後半に勃興する突厥の西方勢力である西突厥では，一時的には隋の大業年間にジュンガル地域と南のオアシス諸国の一部が離反するが，それを再び回復した統葉護可汗の時期には，王庭を碎葉（天山西部北麓の現在のトクマク付近）に遷し，ソグディアナおよびターリム盆地周辺のオアシス諸国を強力にその支配下に置いていた．彼の時代，先に触れたトゥルファンだけでなく配下のオアシス諸国すべてに，iltäbär の称号を授与していたことは，『旧唐書』巻144西突厥伝（突厥伝・下）に，

> 統葉護可汗は，勇にして謀有り．攻戦を善くし，遂に北は鉄勒を并せ，西は波斯を拒(ふせ)ぎ，南は罽賓に接し，悉く之に帰す．控弦は数十万，西域を覇有す．旧(もと)の烏孫の地に拠るに，又庭を石国北の千泉に移す．其れ西域諸国の王は悉く頡利発（iltäbär）を授けらる．并せて吐屯（tudun）一人を遣わして之を監統し，其の征賦を督せしむ．西戎の盛んなるや，未だ之れ有らざるなり．

とあることから確認され，ここに配下の全オアシス諸国が，遊牧勢力の国家体制に組み入れられることになったのである．(44) オアシス諸国が馬畜や使人を供出して使節を遞送する交通体制は，可汗との iltäbär 称号の授受を通した支配関係のなかで確固としたものとなったと思われる．まさにこの可汗の権威のもとに使節へ供出される駅伝馬あるいは駅伝用駄獣こそが，突厥の要求する ulaγ であったのであり，これは可汗庭以西のオアシス諸国や高昌国に限定されず，先

(43) 荒川 1989.

(44) これが，統葉護可汗の独創であったわけではなく，従来の支配方式を継承したものであったことは，既に指摘されている．内藤 1988, p. 132. なお統葉護可汗前後の時代に，天山以南のオアシス諸国で頡利発 iltäbär の称号を授与されていたことを確認できるのは，現在のところ亀茲国と高昌国および吐火羅国だけであるが，それ以外のオアシス諸国も同様に突厥の官称号を一律に授与されていたと思われる．

の官称号を授与され支配に組み入れられていた全オアシス諸国が負担するものであったと見られる．こうした考えに大過なければ，統葉護可汗の支配時代（7世紀初め）は，ulaγ による逓送体制が最も広域にわたって確立した時期であったと言えよう．

以上の検討から，『慈恩伝』に伝えられる鄔落とは，統葉護可汗時代の西突厥が，支配領内の民族と言語を異にするすべてのオアシス諸国を対象に供出を課していた ulaγ を漢字音写したものであることは疑いなく，これを古トルコ語として解するのが最も妥当なのである．

四　唐の進出と遊牧民の ulaγ の供出

前節に検討したように，『慈恩伝』の「鄔落」が，古トルコ語の ulaγ を漢字音写したものであるとすれば，それとほぼ同時代のトゥルファンで作成された文書に見える「烏駱子」の「烏駱」も，「鄔落」とその中古音を同一にすることから，同じく古トルコ語の ulaγ を音写したものとする見方は最も有力になろう．とすれば，「烏駱子」は，古トルコ語の ulaγ と漢語の「子」との合成語であり，漢語の駅伝子もしくは馬子に相当する言葉となろう．館における糧食支給を示す先の文書でも，支給対象者として「烏駱子」は使人や典に付き添うかたちで併記されており，その従者のごとき存在に当たることがうかがえる．

しかしながらそうだとすれば，古トルコ語の ulaγ という言葉が，トゥルファンが唐の支配下に入って以後にも漢人の官吏によって使用され，それが公文書に記されていることは如何に解するべきであろうか．唐の支配下において当地域では長行坊制度が確立し，公使・官人は通常この長行坊に管理される長行馬によって，馬子の引導で往来していたことが知られている．したがって，先に述べたように，「烏駱子」の「烏駱」が，古トルコ語の ulaγ を意味するとすれば，敢えて唐の公文書に古トルコ語を写した背景を検討せねばならない．

そもそも唐の中央アジア進出とともに，天山以北のトルコ系遊牧部族は，都護府のもと羈縻府・州・部落として組み込まれるかたちとなり，トゥルファン

北・西北辺では，以下に掲げるように，處密・處月部およびその別部と見られる朱耶（沙陁）部の存在が認められる．

① （朱耶部落）首領闕俟斤・朱耶波徳　大谷5840号

② 處月（部落）沙陁都満　橋本節哉氏所蔵3号[45]

③ 處月（部落）　寧楽美術館所蔵第7頁[46]

④ 處月（部落）弓頼俟斤　73TAM208 : 23, 27

⑤ 處蜜部落　73TAM509 : 8 (1), (2)

ただし，こうしたトルコ系遊牧民が，唐の支配下に本格的に組み込まれるのは，西・庭州の設置から遅れること20年近くになる．即ち，永徽二年（651）には，唐の庭州を拠点とする天山以北の経営にとって大きな障害となった阿史那賀魯の反乱が起こり，トゥルファンの北・西北方面に拠点をもつ處月・處密両部も，賀魯とともに唐より離反し反乱に加わったのである．やがて永徽三年には處月別部の射脾部が唐に降り，さらに永徽五年には處月部落をもって金満州府を設置するにいたるが，最終的に反乱が終結したのは顕慶二年（657）のことである．そして終結とともに，唐は，『唐会要』巻73安西都護府の条に，

（蘇）定方は悉く諸部に命じて，其の所居へ帰らしめ，道路を開通して，別に館駅を置き，骸骨を埋瘞して，所在にて疾苦を問い，其の疆界を分ちて，其の産業を復す．賀魯の虜掠する所の者は，悉く検（とりしらべ）して之を還す．西域の諸国の安堵すること故の如し．（『資治通鑑』巻200，顕慶二年（657）12月の条では，「諸部落各々所居へ帰る．道路を通して，郵駅を置き，骸骨を掩（おお）いて，疾苦を問い，疆場を画して，生業を復す．凡て沙鉢羅の掠する所と為りたる者は，悉く括（ただ）して之を還す．十姓の安堵すること故の如し．」）

とあるように，庭州近辺を含めた天山以北の交通路の整備を図ったことが知られる．既に別稿で検討したように[47]，唐が公用交通の運用機関たる長行坊の整備を本格的に進めるのは，軍事支配が強化される八世紀以降のことと考えられる

(45) 日比野 1963, p. 292.

(46) 日比野 1963, pp. 300-301.

(47) 荒川 1993.

ので，進出当初にあっては漢使の往来のために羈縻部落民に対して積極的に糧食・人馬等の供出を課したことは十分に考えられる．地域は異なるが，『資治通鑑』巻198 貞観二十一年（647）正月の条に，

> 諸酋長奏称すらく「臣等は既に唐の民と為り，天至尊の所に往来するは，父母を詣でるが如し．請うらくは回紇以南，突厥以北に於いて一道を開き，之を参天可汗道と謂(なづ)けて，六十八駅を置かれんことを．各々（の駅）に馬及び酒・肉を有(もた)せて以て過使に供え，歳ごとに貂皮を貢じて以て租賦に充てん．…」と．

とあり，羈縻体制下に設定された参天可汗道において，遊牧民が道上の館駅で実際に馬および食料を過使に供していたことが知られている．

先に「烏駱子」が記される前掲文書が，「陳」字の使用から，墓誌が示す永徽四年（653）以前ではなく，顕慶二年（657）以降に作成された公文書であった蓋然性が高いことを指摘したが，まさにその顕慶二年とは，阿史那賀魯の反乱が終結し，庭州近辺のトルコ系處月・處蜜部が完全に唐の支配下に組み入れられた年なのである．また唐の公文書に，「烏駱子」と書きとどめられたのも，明らかに漢人の馬子と区別するためであったと見られ，「烏駱子」は漢人ではなくトルコ系遊牧部落民とみなして大過あるまい．さらに前掲文書には漢使に随行した「烏駱子」に続いて，處月部落の首領である弓頼俟斤（-irkin）が館において応接されていたことが記録されており，当時の庭州近辺に居た遊牧民と西州の交通機関との密接な関連を示唆している．以上のことから，阿史那賀魯の反乱終結後，唐が天山以北地域への進出を本格化させると，羈縻支配下に置かれたトルコ系遊牧民に対して漢使への人馬供出の義務を課し，進出当初における当該地域における唐の公用交通を資助させた可能性が高いのである．ただし，彼ら遊牧民が漢使に対して供出した人馬は，その馬子が「ulaγ 子」と呼ばれていたことから明白なように，あくまでも ulaγ の義務として課されたものであって，後に整備が進められる長行坊による交通運用とはまったく別の性格のもので

あった．別稿において指摘したように[48]，天山以北はやがて唐の長行坊体制に基づく交通秩序と遊牧勢力側が保持するそれとが交錯する場となっていくが，人馬の供出を課すのが唐であれ遊牧勢力であれ，彼ら部落領民にとっては同じくulaγとしての負担であったのである．またこのことは同時に，既に西突厥支配時期において，iltäbär等の称号を授与されていた各遊牧部族も，オアシス諸国とともにulaγを供出していた可能性を示唆し，天山以南だけでなく天山以北においても可汗の権威による交通の秩序が既に存在していたことを推測させる．玄奘が，当初伊吾から可汗浮図城経由でインドに赴こうとしたのは，まさに突厥が支配する天山以北のルートを取って，交通の安全を確保することを意図したに相違なく，そこに可汗の権威に庇護される交通の手段があったことをうかがわせる．時代は降るが，9世紀初頭ごろにその天山以北の草原を通って，Tuγuzγuzの可汗の国へ旅したTamīm ibn Baḥrは，可汗から駅伝馬（古トルコ語のulaγ，アラビア語のbarīd）の使用を許されているが，彼によれば草原上には宿駅が置かれるとともに，その駅逓の業務を担う人々がテントに住んでいたという[49]．こうした草原上に宿駅を設定することが，西突厥時代にまで遡るかどうかは詳らかではないが，少なくとも服属部族にはulaγやそれに付き添う人の供出が課されていたと考えるべきであろう．

こうした考えに立って始めて，馬子ではなく「烏駱（ulaγ）子」という言葉が唐の公文書である本文書に残された背景をよりよく理解できるのである．要するに本文書の「烏駱」は，古トルコ語のulaγを音写したものであり，「烏駱子」とはそれを引導する馬子のことを意味しており，庭・西州に近在するトルコ系の遊牧部落が漢使に供出したものであったのである．

---

(48) 荒川 1993, pp. 43-44.

(49) 同史料は，既に森安孝夫氏によって引用され検討されている．森安 1979, pp. 217-218．またIbn Khurdādhbeh, *Kitāb al-Masālik wa'l-Mamālik*, ed. J. de Goeje, Bibliotheca Geographorum Arabicorum, VI, Leiden, 1889 (Lugduni Batavorum, 1967) pp. 29, 21. にも，簡略的ながら天山以北における駅伝の記事が載せられている．

おわりに

以上，トゥルファン漢文文書に見える「烏駱子」の「烏駱」が，『慈恩伝』中の「鄔落」と同様に，古トルコ語の ulaγ を漢字音写したものであることを明らかにした．既に述べたように，この背景には，唐の進出以前，即ち西突厥支配時代の中央アジアにおいて，可汗の権威のもと iltäbär 等の称号を授与されていた配下の遊牧部族やオアシス国家が ulaγ を供出する体制が存在していたことがある．こうした西突厥の支配による交通秩序の確立が，当地域の交通の安全とその活性化を促したことは疑いなく，ソグド人の東方への活動の活発化も，このことと決して無縁ではあるまい．

ulaγ という言葉は，先にも述べたように，ひろく北・中央アジア地域に流布しており，モンゴル・満州語でも駅伝を表す言葉として使用されている．あるいは，すでに突厥勃興以前より ulaγ は北方遊牧勢力の間で，使者の往来を支える遞送馬を指す言葉として実際に使用されていた可能性もあるが，詳細は明らかではない．また，後のモンゴル支配時期のウイグル・モンゴル文献にも ulaγ という言葉が見えているが[50]，この言葉が如何なる実態をもつにいたるのか，オアシス住民がトルコ化してゆく当地域の歴史的な変遷と絡んで今後検討すべき重要な課題となろう．

本稿作成にあたっては，原稿段階で大阪大学の森安孝夫氏から，種々貴重なご教示や文献情報を頂戴した．ここに記して謝意を表する次第である．

(50) 1992年3月27～28日にかけて大阪大学文学部東洋史研究室において，森安孝夫氏の主催によりウイグル語講習会兼ウイグル文書研究会が開催され，その席上モンゴル時代における駅伝・差発・科斂関係のウイグル文書の一覧表とそれらのテキストおよび図版が配付された．一覧表では，ウラク（ulaγ）関係文書としてウイグル文文書15件とモンゴル文文書３件がリストアップされており，モンゴル時代の当該地域における公用交通の状況の一端は，これらの文書に対する分析から明らかになるはずである．

引用文献

荒川正晴

1989 「麹氏高昌国の遠行車牛について ——「高昌某年傳始昌等縣車牛子名及給價文書」の検討を中心にして ——」(1) (2)『吐魯番出土文物研究会会報』16, 17, pp. 1-4, 4-6.

1993 「中央アジア地域における唐の交通運用について」『東洋史研究』52-2, pp. 23-51.

池田　温

1975 「中国古代の租田契 (中)」『東洋文化研究所紀要』65, pp. 1-112.

桑山正進

1990 『カーピシー＝ガンダーラ史研究』京都大学人文科学研究所.

1992 (同氏編)『慧超往五天竺國傳研究』京都大学人文科学研究所.

白須浄真

1986 「高昌・闞爽政権と縁禾・建平紀年文書」『東洋史研究』45-1, pp. 76-111.

關尾史郎

1985 「「縁禾」と「延和」のあいだ」『紀尾井史学』5, pp. 1-11.

1990 「トゥルファン出土高昌国税制関係文書の基礎的研究 (三)」『新潟大学人文科学研究』78, pp. 149-177.

1992 「トゥルファン出土高昌国税制関係文書の基礎的研究 (四)」『新潟大学人文科学研究』81, pp. 25-63.

高田　修

1961 (同訳注)『大慈恩寺三蔵法師伝』『国訳一切経史伝部』11, 大東出版社.

築島　裕

1965 『興福寺本大慈恩寺三蔵法師伝寸点の国語学的研究, 訳文編』東京大学出版会.

内藤みどり

1988 『西突厥史の研究』早稲田大学出版部.

長沢和俊

1978 (同訳注)『玄奘三蔵』桃源社.

中村裕一

1991 「新出の唐代史料にみえる「牒」字」「貞観・永徽年間の「世」と「牒」字」(「附論　唐代史料にみえる「世民」両字の避諱」所載)『唐代官文書研究』中文出版社, pp. 514-520.

日比野丈夫

1963 「唐代蒲昌府文書の研究」『東方学報』33, pp. 267-314.

町田隆吉

1984 「北魏太平真君四年拓跋燾石刻祝文をめぐって ——「可寒」・「可敦」の称号を中心として ——」『アジア諸民族における社会と文化』(岡本敬二先生退官記念論集), pp. 91-114.

松田壽男
1970 「伊吾屯田について」『古代天山の歴史地理学的研究増補版』早稲田大学出版部, pp. 452-459.
森安孝夫
1979 「増補：ウィグルと吐蕃の北庭争奪戦及びその後の西域情勢について」『アジア文化史論叢』3，山川出版社, pp. 201-238.
吉田　豊
1989 「ソグド語の人名を再構する」『三省堂ぶっくれっと』78, pp. 66-71.
1990 「ソグド語雑録（III）」『内陸アジア言語の研究』V, pp. 91-107.
岑　仲勉
1958 「突厥（回紇）語及伊，印語之漢文訳写表」『西突厥史料補闕及考證』中華書局, pp. 238-252.
朱　雷
1983 「吐魯番出土文書中所見的北涼“按貲配生馬”制度」『文物』1983-1, pp. 35-38.
凍　国棟
1990 「麴氏高昌役制研究」『敦煌学輯刊』1990-1, pp. 24-42.
郭　鋒
1993 『斯坦因第三次中亜探険所獲甘粛新疆出土漢文文書 —— 未経馬斯伯楽刊布的部分』甘粛人民出版社.
侯　燦
1990 「解放後新出吐魯番墓誌録」北京大学中国中古史研究中心（編）『敦煌吐魯番文献研究論集』5，北京大学出版社, pp. 563-617.
姜　伯勤
1986 「高昌文書中所見的鉄勒人」『文物』1986-12, pp. 53-57.
1990 「高昌麴朝與東西突厥 —— 吐魯番所出客館文書研究」『敦煌吐魯番文献研究論集』5，北京大学出版社, pp. 33-51.
盧　向前
1986 「牒式及其處理程式的探討 —— 唐公式文研究」『敦煌吐魯番文献研究論集』3，北京大学出版社, pp. 335-393.
銭　伯泉
1985 「従《麴斌造寺碑》談高昌国麴氏王朝与突厥的関係」『新疆歴史研究』1985-4，pp. 1-9.
1992 「従吐魯番文書看薛延陀前期歴史」『西域研究』1992-1, pp. 104-114.
孫　毓棠・謝　方
1983 （同点校）『大慈恩寺三蔵法師伝』中華書局.
王　欣
1991 「麴氏高昌国与北方遊牧民族的関係」『西北民族研究』1991-2, pp. 189-197.
呉　玉貴
1990 「試論両件高昌供食文書」『中国史研究』1990-1, pp. 70-80.
1991 「高昌供食文書中的突厥」『西北民族研究』1991-1，pp. 46-66.

楊　延福
1988 『玄奘年譜』中華書局.
Beal, S.
1888 *The Life of Hiuen-tsiang*, London.
Clauson, G.
1972 *An Etymological Dictionary of Pre-Thirteenth-Century Turkish*, Oxford.
Doerfer, G.
1965 *Türkische und mongolische Elemente im Neupersischen*, Band II, Wiesbaden.
Julien, S.
1853 *Histoire de la vie de Hiouen-thsang*, Paris.
1858 *Mémoires sur les contrées occidentales, traduits du Sanscrit en Chinois, en l'an 648, par Hiouen-thsang, et du Chinois en Français*, t. II, Paris.
Karlgren, B.
1923 *Analytic Dictionary of Chinese and Sino-Japanese*, Paris.
Kotwicz, W.
1953 Contributions aux études altaïques, A : Les termes concernant le service des relais postaux, *Collectanea Orientalia* 2, Wilno 1932, pp. 1-28. (Rep. *Rocznik Orjentalistyczny* 16 (1950), pp. 327-355.)
Pelliot, P.
1929 Neuf notes sur des questions d'Asie centrale, *T'oung Pao* Vol. XXVI, pp. 201-265.
Sims-Williams, N.
1992 *Upper Indus* II, (Corpus Inscriptionum Iranicarum, Part II, Vol. III / II), London.
Sinor, D.
1965 Notes on the Equine Terminology of the Altaic Peoples, *Central Asiatic Journal*, Vol. X, Nos. 3-4, pp. 307-315.